

三井海洋開発株式会社

第30回 定時株主総会招集ご通知



株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

三井海洋開発は、FPSO、FSO及びTLPと呼ばれる浮体式の海洋石油・ガス生産設備の設計・建造・据付から、リース及び操業サービスまで一貫して提供する日本で唯一の企業です。グローバルな舞台で数多くのオフショアプロジェクトに取り組んでおり、その中でも延べ170年を超える浮体式生産設備の操業を通じて得た経験を我々の強みとして、新たな技術の開発につなげることで競争力を強化し、世界の海洋資源開発のレベルアップに貢献しています。

株主の皆様をはじめ、全てのステークホルダーの皆様への期待に添えるよう、海洋開発業界におけるリーディングカンパニーとして、これからも弛まぬ努力と成長を続けてまいります。

ます。

今後とも皆様の一層のご支援をお願い申し上げます。

平成28年3月



代表取締役社長

宮崎俊郎

第30回 定時株主総会招集ご通知 目次

招集ご通知	1	連結貸借対照表	24
株主総会参考書類	3	連結損益計算書	25
事業報告	10	連結株主資本等変動計算書	26
Ⅰ 企業集団の現況に関する事項	10	貸借対照表	27
Ⅱ 会社の株式に関する事項	17	損益計算書	28
Ⅲ 会社役員に関する事項	18	株主資本等変動計算書	29
Ⅳ 会計監査人の状況	20	連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本	30
Ⅴ 会社の体制及び方針	20	会計監査人監査報告書謄本	31
Ⅵ 株式会社の支配に関する基本方針	23	監査役会監査報告書謄本	32
		インターネットによる議決権行使についてのご案内	33

株 主 各 位

東京都中央区日本橋二丁目3番10号
三井海洋開発株式会社
代表取締役社長 宮崎 俊郎

第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成28年3月23日（水曜日）午後5時40分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

〔書面による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

33頁～34頁の「インターネットによる議決権行使についてのご案内」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net>）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」と「パスワード」をご使用のうえ、画面の案内にしたがって上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットと議決権行使書用紙により重複して議決権を行使された場合は、後に到着したものを、両方が同日に到着した場合にはインターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱うことといたします。

また、インターネットにより複数回議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱うことといたします。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年3月24日（木曜日）午前10時
(受付開始時刻は、午前9時を予定しております。)
2. 場 所 東京都中央区日本橋二丁目7番1号東京日本橋タワー
ベルサール東京日本橋地下2階イベントホール
(昨年と開催場所が異なりますので末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。)

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第30期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第30期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 監査役の報酬額改定の件
- 第5号議案 役員賞与支給の件

以上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。
 3. 連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネットの当社ウェブサイト（<http://www.modec.com/jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には、記載しておりません。したがって、本招集通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。
 4. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類または計算書類において、修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（<http://www.modec.com/jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様に対する安定的かつ継続的な配当を行うことを利益配分の基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当期の業績及び経営基盤の強化と今後の事業展開を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金17円50銭 総額987,128,398円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年3月25日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（7名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役会の経営監視・監督機能を強化するため2名を増員し、取締役9名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	みやざきとしろう 宮崎俊郎 (昭和24年8月21日生)	昭和47年4月 三井造船株式会社入社 平成14年10月 同社経営企画部長 平成17年3月 当社監査役（非常勤） 平成17年6月 三井造船株式会社理事 経営企画部長兼資産活用プロジェクト室長 平成19年6月 同社取締役財務部門、経理部門及びIR・広報担当 平成20年3月 当社取締役 平成23年3月 当社代表取締役社長（現任）	19,100株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	こにし てる ひさ 小西 輝久 (昭和32年11月19日生)	昭和56年4月 株式会社三井銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 平成17年6月 同行国際業務部長 平成20年4月 同行シドニー支店長 平成22年9月 ブラジル三井住友銀行社長 平成23年4月 株式会社三井住友銀行理事、 ブラジル三井住友銀行社長 平成25年4月 当社執行役員人事部長（現任） 平成27年3月 当社取締役（現任）	4,200株
(※) 3	さわ だ みのも 澤田 実 (昭和35年8月12日生)	昭和58年4月 三井造船株式会社入社 平成23年4月 同社環境・プラント事業本部企画管理部長 平成24年6月 同社エンジニアリング事業本部企画管理部長 平成25年4月 同社エンジニアリング事業本部調達部長 平成26年10月 同社エンジニアリング事業本部プロジェクト部長 平成27年4月 同社理事 平成27年10月 当社理事（現任）	4,000株
4	にし はた あきら 西 畑 彰 (昭和30年5月27日生)	昭和55年4月 三井造船株式会社入社 平成19年4月 同社船舶・艦艇事業本部千葉造船工場管理部長 平成21年6月 同社船舶・艦艇事業本部企画管理部長 平成22年3月 当社監査役（非常勤） 平成23年3月 三井造船株式会社経営企画部長 平成23年6月 同社理事、経営企画部長 平成24年3月 当社監査役退任 平成25年3月 当社取締役（現任） 平成25年6月 三井造船株式会社取締役 経営企画部および技術開発本部担当（現任）	0株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	にっぼ しん すけ 仁 保 信 介 (昭和31年10月17日生)	昭和56年4月 三井造船株式会社入社 平成19年6月 同社環境・プラント事業本部プラント営業部長 平成25年4月 同社エンジニアリング事業本部環境エネルギー・インフラ営業部長兼プラント営業部長 平成25年6月 同社理事、エンジニアリング事業本部環境エネルギー・インフラ営業部長兼プラント営業部長 平成26年3月 当社取締役(現任) 平成26年4月 三井造船株式会社エンジニアリング事業本部副事業本部長 平成26年6月 同社取締役エンジニアリング事業本部副事業本部長 平成27年6月 同社執行役員エンジニアリング事業本部副事業本部長(現任)	0株
(※) 6	こめ たに よし お 米 谷 佳 夫 (昭和37年4月11日生)	昭和60年4月 三井物産株式会社入社 平成22年3月 同社プロジェクト本部プロジェクト業務部長 平成25年4月 同社プロジェクト本部長補佐 平成26年5月 同社アジア・大洋州本部副本部長 兼 アジア・大洋州三井物産株式会社 シニアバイスプレジデント(駐シンガポール)(現任) 平成27年4月 同社執行役員(現任)	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位 及 び 担 当 並びに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
7	な とり かつ や 名 取 勝 也 (昭和34年5月15日生)	昭和61年4月 弁護士登録、榊田江尻法律事務所 (現西村あさひ法律事務所) 入所 平成2年6月 Davis Wright Tremaine法律事務所 (米国シアトル) 入所 平成4年7月 Wilmer, Cutler & Pickering法律事務所 (米国ワシントンDC) 入所 平成5年7月 エッソ石油株式会社入社 平成7年1月 アップルコンピュータ株式会社入社 平成10年1月 サン・マイクロシステムズ株式会社取締役 平成14年3月 株式会社ファーストリテイリング執行役員 平成16年1月 日本アイ・ビー・エム株式会社取締役執行役員 平成22年4月 同社執行役員 平成24年2月 名取法律事務所創設 同所所長 (現任) 平成24年4月 オリンパス株式会社社外監査役 (現任) 平成27年3月 当社社外取締役 (現任) 平成27年11月 株式会社モリテックス社外取締役 (現任)	100株
(※) 8	あい きょう しげ のぶ 相 京 重 信 (昭和24年10月1日生)	昭和47年4月 株式会社住友銀行 (現 株式会社三井住友銀行) 入行 平成11年6月 同行執行役員人事部長 平成13年4月 株式会社三井住友銀行執行役員法人統括部長 平成15年6月 同行常務執行役員本店第一営業本部長 平成17年6月 同行常務取締役兼常務執行役員 平成18年4月 同行取締役兼専務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務執行役員 平成19年4月 株式会社三井住友銀行取締役兼副頭取執行役員 法人部門統括責任役員 平成22年4月 日興コーディアル証券株式会社代表取締役会長 平成23年4月 SMBC日興証券株式会社代表取締役会長 平成27年4月 同社顧問 平成27年6月 橋本総業株式会社社外取締役 (現任)	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
(※) 9	菅野 寛 (昭和33年11月14日生)	昭和58年4月 株式会社日建設計入社 平成3年8月 ボストン・コンサルティング・グループ入社 同社最終役職 Partner and Managing Director 平成20年7月 一橋大学大学院 国際企業戦略研究科教授 (現任) 平成23年6月 オムロンヘルスケア株式会社社外取締役 (現任) 平成24年4月 一橋大学大学院 国際企業戦略研究科研究科長 平成24年10月 株式会社ジャパンディスプレイ社外取締役 (現任) 平成26年6月 株式会社WOWOW社外取締役 (現任)	0株

- (注) 1. ※は、新任の取締役候補者であります。
2. 三井造船株式会社は、当社の親会社であり、当該親会社の業務執行者である候補者及び過去5年間に業務執行者であった候補者の親会社における地位および担当は、上記の「略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況」に記載のとおりです。その他の取締役候補者と当社に特別な利害関係はありません。
3. 米谷佳夫、名取勝也、相京重信及び菅野 寛の4氏は、社外取締役候補者であります。
4. 現任の社外取締役である名取勝也氏に関する、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、1年となります。
5. 社外取締役候補者に関する事項
- (1) 米谷佳夫氏を社外取締役候補者とした理由は、当社の事業に関わる経験、見識等を有していること、企業の経営に関して豊富な経験を有していることにあります。
- (2) 名取勝也氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営者として、及び弁護士として海外での豊富な経験と幅広い見識を有していることにあります。また、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。
- (3) 相京重信氏を社外取締役候補者とした理由は、長年に亘り金融機関の経営に携わりその経歴を通じて培った金融及び経営の幅広い見識を有していることにあります。また、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。
- (4) 菅野 寛氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が経営コンサルタントとしての豊富な経験、企業戦略立案の研究者としての専門的な知見を有していることにあります。また、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。
6. 社外取締役との責任限定契約について
当社は社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めており、社外取締役候補者である名取勝也氏の選任が承認された場合、同氏との間で次の内容の責任限定契約を継続する予定であり、また、米谷佳夫、相京重信、菅野 寛の各氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- 社外役員としてその任務を行ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役坪川毅彦氏及び監査役樋口浩毅氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任いたしますので、その補欠として監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査役候補者の世戸健司氏は退任監査役坪川毅彦氏の、また、監査役候補者の加藤順弘氏は退任監査役の樋口浩毅氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は当社定款の定めにより、前任者の残存期間となります。

監査役候補者は、次のとおりであり、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
(※) 1	せとけんじ 世戸健司 (昭和28年7月4日生)	昭和51年4月 株式会社三井銀行(現 株式会社三井住友銀行) 入行 平成12年10月 同行金融商品営業部長 平成13年4月 同行欧州営業第一部長 平成17年10月 株式会社ジェーシービー入社 平成18年6月 同社取締役執行役員国際本部長、 兼株式会社ジェーシービー・インターナショナル 取締役社長 平成25年4月 同社取締役兼常務執行役員(現任)	0株
(※) 2	かとうよしひろ 加藤順弘 (昭和29年11月20日生)	昭和52年4月 プリダストンタイヤ株式会社入社 昭和61年4月 青山監査法人プライスウォーターハウス入社 平成9年7月 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース 同社ディレクター 平成17年4月 加藤順弘国際税理士事務所創設 同所所長(現任) 平成17年4月 金沢星陵大学及び金沢星陵大学大学院教授 平成24年4月 桐蔭横浜大学法学部非常勤講師 十文字学園女子大学人間生活学部非常勤講師 平成26年4月 十文字学園女子大学人間生活学部教授(現任)	0株

- (注) 1. ※は、新任の監査役候補者であります。
 2. 上記の監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 3. 世戸健司、及び加藤順弘の両氏は、社外監査役候補者であります。
 4. 社外監査役候補者に関する事項
 (1) 世戸健司氏を社外監査役候補者とする理由は、会社経営者としての豊富な経験と、金融に関する幅広い知識を有していることにあります。また、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。
 (2) 加藤順弘氏を社外監査役候補者とする理由は、税理士として、また税務会計に関する研究者として、豊富な知識と経験を有していることにあります。同氏は、直接企業経営に関与されたことはありませんが、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるかと判断しております。また、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。

5. 社外監査役との責任限定契約について

当社は社外監査役として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めており、社外監査役候補者である世戸健司氏、及び加藤順弘氏の選任が承認された場合、各氏との間で次の内容の責任限定契約を継続する予定であります。

- ・社外役員としてその任務を行ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う。

第4号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、平成21年3月27日開催の第23回定時株主総会において、「年額5,000万円以内」とご承認いただき、今日に至っておりますが、その後の経営環境の変化に伴う監査役の役割と責任の変化、その他諸般の事情を考慮いたしまして、監査役の報酬額を「年額7,000万円以内」に改定させていただきたいと存じます。

なお、第3号議案が原案どおり可決されますと、監査役の総数は現行と同様4名であります。うち独立社外監査役は現行1名に対し3名となります。

第5号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役3名（社外取締役を除く）に対し、当期の業績等を勘案して、総額2,000万円の範囲で役員賞与を支給することとしたいと存じます。

以 上

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、政府の経済政策及び金融政策等によって企業収益や設備投資に改善が見られ、個人消費も雇用や所得環境の持ち直しを背景に底堅く推移するなど、景気回復基調となりました。海外においては、新興国経済の緩やかな減速が見られるものの、米国では個人消費や民間設備投資が増加するなど、全体として緩やかな景気の回復が持続しております。

原油価格は供給過剰の状態が続くと懸念が強まったことを背景に低位で推移し、WTIは年末には1バレル30ドル台まで下落しました。しかしながら、こうした原油価格の下においてもエネルギー資源の持続的な供給の観点から、石油会社による開発は継続的に行われると考えられ、当社グループの主要事業である浮体式海洋石油・ガス生産設備に関する事業は中長期的に安定的な成長が期待されています。

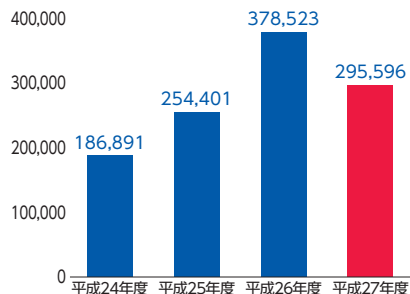
こうした状況のもと、当期の連結業績は、平成27年9月にMaersk Oil North Sea UK Limitedより、当社にとって初めての海域となる北海において、英領北海Culzean鉞区向けFSO (Floating Storage and Offloading system: 浮体式海洋石油・ガス貯蔵積出設備) の建造工事を受注したものの、期待していた案件の発注時期の延期等もあり、受注高は、前年比52.3%減の188,767百万円となりました。売上高は、既存FPSOの順調な進捗や、チャーター及びオペレーションサービスによる継続的な売上計上があった一方で、新規案件での貢献がなかったことから、295,596百万円 (前年比21.9%減) となりました。

利益面では、FPSO建造工事が順調に進捗しましたが、海外子会社における修繕費用の発生の影響を受け営業利益は5,075百万円 (前年比40.8%減) となりました。経常利益は、海外子会社において為替差損を計上したものの、リース事業を行っている持分法適用関連会社による安定的な持分法投資利益、及びデリバティブ評価益の計上により、12,819百万円 (前年比30.1%減) となりました。当期純利益は、受取保険金による特別利益の計上及び少数株主損益の減少により、5,824百万円 (前年比7.4%増) となりました。



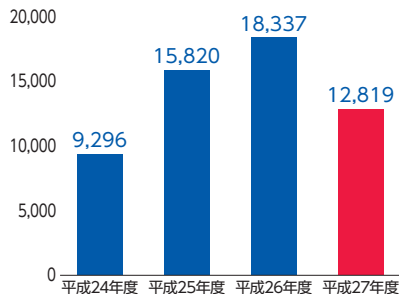
連結売上高

(単位：百万円)



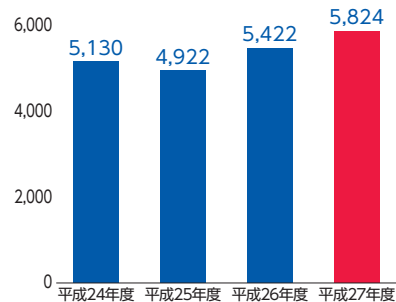
連結経常利益

(単位：百万円)



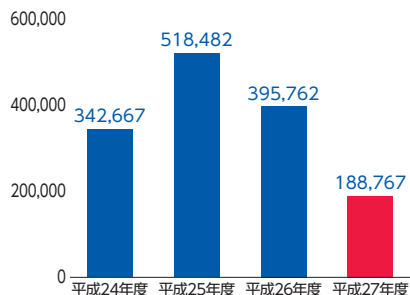
連結当期純利益

(単位：百万円)



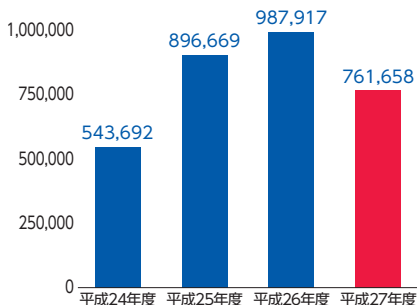
連結受注高

(単位：百万円)



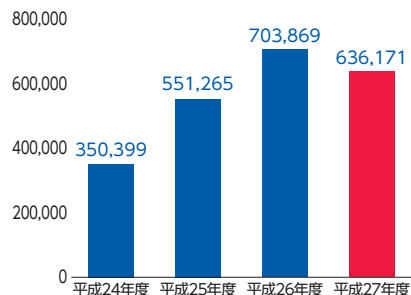
連結受注残高

(単位：百万円)



持分法適用関連会社の「リース、チャーター及びオペレーション」に関する、当社持分相当の受注残高

(単位：百万円)



2. 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は2,721百万円で、その主なものはFPSOの建造費用であります。

3. 資金調達の状況

投資等を目的として、銀行からの長期借入れにより、総額42,081百万円を調達いたしました。

4. 事業の譲渡等の状況

特記すべき事項はありません。

5. 対処すべき課題

石油・ガスを中心とするエネルギー需要は、人口の増加と新興国における生活水準の向上等によって今後も増加し、石油会社による海洋油田・ガス田の開発が活発に行われるものと予想されております。一方、新規油田の発見のほか、油田開発技術の進歩によって従来は開発が困難とされていた油田での商業的な生産が可能となったことから可採埋蔵年数は過去一貫して40年前後で推移しており、今後もこの水準を維持するものと予測されております。当社グループが事業領域としている海洋は陸上に比べて未踏査の海域が多く、今後の探査・探鉱による新たな油田の発見に対する期待が大きいことから、海洋油田の重要性はますます高まる方向にあります。しかしながら、原油価格の下落が続いた場合や、海洋油田が所在する国や地域における政治・経済等の情勢が著しく変化して原油価格が変動、低迷するような場合には、石油開発会社の投資動向が影響を受ける可能性があります。石油開発会社が投資を縮小する場合、まず探鉱活動に対する投資から着手しますが、長期にわたって市況が低迷すると開発投資を縮小することになり、当社グループもその影響を受ける可能性があります。

このような環境を踏まえ、当社グループは、これまでの知見を活かし積極的に事業を展開すべく平成27年から平成29年を対象年度として以下を戦略の柱とする中期経営計画を策定し、全社一丸となって高い顧客満足を追求します。

- ・ Asset Integrityの強化 : 安定操業を実現する生産設備の設計・建造及び機能の維持
- ・ 競争力の強化 : 価格競争力のある設計・建造・サービスの提供
- ・ 研究開発の推進 : 新規事業分野、新技術への対応



6. 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 27 期 (平成24年12月期)	第 28 期 (平成25年12月期)	第 29 期 (平成26年12月期)	第 30 期 (当期) (平成27年12月期)
受 注 高	342,667	518,482	395,762	188,767
売 上 高	186,891	254,401	378,523	295,596
経 常 利 益	9,296	15,820	18,337	12,819
当 期 純 利 益	5,130	4,922	5,422	5,824
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	110円56銭	106円07銭	101円67銭	103円26銭
純 資 産	60,389	80,444	109,631	114,983
総 資 産	154,104	215,674	348,477	354,464

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

7. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

(i) 親会社との関係

当社の親会社は三井造船株式会社であり、当社の株式を28,261千株(出資比率50.1%)所有しております。また、当社の役員11名(取締役7名、監査役4名)のうち、取締役2名及び監査役2名は同社の役職員が兼務しております。

(ii) 親会社等との間の取引に関する事項

当社は、親会社等との取引に関して、市場実勢価格や市場金利等を勘案して取引条件等を決定しており、妥当性はあると考えております。また、当社取締役会を中心とした当社独自の意思決定を行っており、意思決定手続の正当性は問題ないものと考えております。

なお、当社は同社にFPSOの船体部分の建造工事を発注しております。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
MODEC INTERNATIONAL, INC.	米ドル 5,533	100.0%	FPSO等の設計・建造・据付・販売及びオペレーション
SOFEC, INC.	米ドル 26,600	51.0	係留システムの設計・製作・販売
MODEC OFFSHORE PRODUCTION SYSTEMS (SINGAPORE) PTE. LTD.	シンガポールドル 100	100.0	エンジニアリングサービス・FPSO等の設計・建造・据付
MODEC MANAGEMENT SERVICES PTE. LTD.	米ドル 26,781,369	100.0	FPSO/FSOのオペレーション
MODEC SERVICOS DE PETROLEO DO BRASIL LTDA	ブラジルレアル 626,544,307	100.0	FPSO/FSOのオペレーション
MODEC VENTURE 11 B.V.	ユーロ 37,250,000	60.0	FPSOのチャーター

(注) 出資比率欄は間接所有も含めております。

8. 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
MODEC VENTURE 10 B.V.	ユーロ 22,644,000	50.0%	FPSOのチャーター
ESPADARTE MV14 B.V.	ユーロ 28,665,770	40.625	FPSOのチャーター
PRA-1 MV15 B.V.	ユーロ 19,584,627	40.625	FSOのチャーター
OPPORTUNITY MV18 B.V.	ユーロ 36,370,000	45.0	FPSOのチャーター
GAS OPPORTUNITY MV20 B.V.	ユーロ 38,678,800	50.0	FPSOのチャーター
TUPI PILOT MV22 B.V.	ユーロ 68,144,900	42.5	FPSOのチャーター
GUARA MV23 B.V.	ユーロ 124,050,000	34.0	FPSOのチャーター
CERNAMBI SUL MV24 B.V.	ユーロ 162,159,524	29.4	FPSOのチャーター
CERNAMBI NORTE MV26 B.V.	ユーロ 100,000	20.1	FPSOのチャーター

(注) 出資比率欄は間接所有も含めております。

9. 重要な業務提携等の状況

提携先	所在国	内 容
SEA ENGINEERING ASSOCIATES, INC.	米 国	TLPに係る特許権についての独占的实施権の許諾
AMCLYDE ENGINEERED PRODUCTS, INC.		
三井物産株式会社	日 本	FPSO等に関する事業の共同推進

10. 主な事業の内容

当社及び米国子会社であるMODEC INTERNATIONAL, INC.社は、海洋石油・ガス開発に利用する浮体式海洋石油・ガス生産設備であるFPSO、FSO及びTLPの設計・建造・据付並びに販売を主な事業としております。

また、ユーザーの多様なニーズに対応するため、FPSO、FSOを受注する際に子会社または関連会社を設立し、これらの子会社または関連会社を通じてリース、チャーター及びオペレーションのサービスを提供しております。

11. 主な事業拠点等

当社本社（東京都中央区）

海外子会社：MODEC INTERNATIONAL, INC.（米国）

12. 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
3,091名（607名）	199名増（30名増）

- (注) 1. 当社グループは事業の種類別セグメントを記載しておらず、事業部門等に関連付けて記載することが困難なため、連結会社の合計で表示しております。
2. 従業員数は就業人員をもって表示しており、正社員・嘱託・受入出向者等の人数であります。
3. 派遣社員等の臨時社員の人数を（ ）にて外数で表示しております。臨時社員とは、一時的な雇用関係にある社員であります。
4. FPSOのオペレーションプロジェクトの増加等の理由により、従業員数が前期末と比べて199名増加しております。

13. 主要な借入先

(単位：百万円)

借 入 先	借 入 金 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	35,477
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	9,280
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	4,218
三 井 物 産 株 式 会 社	2,598
株 式 会 社 国 際 協 力 銀 行	1,939

II 会社の株式に関する事項

1. 発行済株式の総数 56,407,337株(自己株式663株を除く。)
2. 株 主 数 21,025名
3. 大 株 主

株 主 名	持株数 (株)	持株比率 (%)
三 井 造 船 株 式 会 社	28,261,000	50.10
三 井 物 産 株 式 会 社	8,387,300	14.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	809,000	1.43
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	746,900	1.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	525,100	0.93
CITIBANK EUROPE PLC LUX BANQUE DEGROOF LUX-NON AIF OMNIBUS	409,600	0.72
ザ バ ン ク オ ブ ニ ュ ー ヨ ー ク 1 3 3 6 1 2	365,600	0.64
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505223	252,801	0.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	251,300	0.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	250,200	0.44

(注) 持株比率は、自己株式(663株)を控除して計算しております。

4. その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。
5. 新株予約権等に関する事項
特記すべき事項はありません。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（平成27年12月31日現在）

地位	氏名	担当・重要な兼職の状況
代表取締役社長	宮崎俊郎	
代表取締役常務	宇佐見茂	
取締役	小西輝久	人事部長
取締役	西畑彰	三井造船株式会社取締役
取締役	仁保信介	三井造船株式会社執行役員 エンジニアリング事業本部副事業本部長
取締役	金森健	三井物産株式会社常務執行役員 プロジェクト本部長
取締役	名取勝也	名取法律事務所所長、オリンパス株式会社社外監査役、株式会社モリテックス社外取締役
常勤監査役	名倉修治	
監査役	坪川毅彦	三井造船株式会社執行役員 船舶・艦艇事業本部副事業本部長
監査役	樋口浩毅	三井造船株式会社監査部長
監査役	山本拓	

- (注) 1. 取締役 西畑 彰、仁保信介、金森 健及び名取勝也の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 坪川毅彦、樋口浩毅及び山本 拓の各氏は、社外監査役であります。
3. 平成27年3月27日開催の第29回定時株主総会における異動は次のとおりであります。
(1) 小西輝久及び名取勝也の両氏が取締役に就任いたしました。
(2) 取締役 谷口研介、仁保 治、及びHall Ricky Alanの各氏は任期満了により退任いたしました。
4. 当社は、取締役 名取勝也氏及び監査役 山本 拓氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 6名 175百万円

監査役 2名 37百万円

内、社外役員 3名 11百万円（社外取締役2名、社外監査役1名）

- (注) 1. 上記報酬等の額には、当期中に費用計上した役員賞与引当金14百万円を含めております。
2. 平成25年3月28日開催の第27回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額300百万円以内、平成21年3月27日開催の第23回定時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額50百万円以内と決議いただいております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の業務執行者の兼任状況

- 取締役 西畑 彰氏は当社の親会社である三井造船株式会社の取締役であります。また、取締役 仁保信介氏及び監査役 坪川毅彦氏は、三井造船株式会社の執行役員であります。
- 取締役 金森 健氏は三井物産株式会社の常務執行役員であり、同社は当社の株式を保有しております。
- 監査役 樋口浩毅氏は当社の親会社である三井造船株式会社の社員であります。

(2) 他の法人等の社外役員の兼任状況

取締役 名取勝也氏は、オリンパス株式会社の社外監査役であり、株式会社モリテックスの社外取締役であります。なお兼任先と当社との間には特別な関係はありません。

(3) 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(4) 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況と発言状況

氏名	主な活動状況
取締役 西畑 彰	当期開催の取締役会19回のうち18回に出席し、発言は出席の都度適宜行われ、適切な意見の表明を行っております。
取締役 仁保 信介	当期開催の取締役会19回の全てに出席し、発言は出席の都度適宜行われ、適切な意見の表明を行っております。
取締役 金森 健	当期開催の取締役会19回のうち16回に出席し、発言は出席の都度適宜行われ、適切な意見の表明を行っております。
取締役 名取勝也	社外取締役就任後の取締役会14回のうち13回に出席し、経営者及び法律の専門家としての知識・経験に基づき適宜発言または適切な意見の表明を行っております。
監査役 坪川 毅彦	当期開催の取締役会19回のうち18回及び監査役会16回の全てに出席し、発言は出席の都度適宜行われ、適切な意見の表明を行っております。
監査役 樋口 浩毅	当期開催の取締役会19回の全て及び監査役会16回の全てに出席し、発言は出席の都度適宜行われ、適切な意見の表明を行っております。
監査役 山本 拓	当期開催の取締役会19回のうち18回及び監査役会16回のうち15回に出席し、発言は出席の都度適宜行われ、適切な意見の表明を行っております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外役員との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外取締役である金森 健氏及び名取勝也氏並びに社外監査役である山本 拓氏との間で、当該責任限定契約を締結しております。

その内容は次のとおりであります。

- ・ 社外役員としてその任務を行ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う。

(6) 当社の親会社または当社の親会社の子会社（当社を除く。）から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
社外取締役及び社外監査役 3名 79百万円

IV 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------|-------|
| (1) 公認会計士法第2条第1項の業務にかかる報酬等の額 | 80百万円 |
| (2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の利益の合計額 | 80百万円 |
- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積り等の算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

V 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行並びに当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制等の整備について、当社取締役会において決議した内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 当社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行並びに当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ①当社グループ並びにその取締役、執行役員、従業員その他当社グループの業務に従事するすべての者に共通の行動規範として「Code of Business Conduct and Ethics (企業倫理・行動規範)」を制定する。
 - ②その徹底をはかるため、取締役会直属の組織として、グループ・コンプライアンス委員会を設置する。グループ・コンプライアンス委員会は、定期的に委員会を開催して、当社グループにおける法令・定款等の遵守状況をモニタリングすると共に、当社グループの全ての役職員を対象とする研修会の開催等、当社グループ内におけるコンプライアンス意識の啓発活動及びコンプライアンスに関わる事項の徹底にあたる。
 - ③法令違反その他のコンプライアンス違反行為の早期発見と是正を目的として内部通報規程 (Compliance & Ethics Reporting Policy) を定め、当社グループ共通の内部通報システムとして、第三者機関を窓口とする“MODEC Ethics Hotline”を設け、その適切な運用を行うと共に、研修等を通じてその利用を促進する。
 - ④財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保することに努める。

- ⑤内部監査部門は定期的に当社グループの法令・定款等の遵守状況を監査し、その結果を取締役社長に報告すると共に、必要に応じて改善策等の提言を行う。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する体制
- ①当社の取締役の職務執行に関する情報は、「文書管理規程」「企業機密事項管理規程」等の規程に従って保存し、管理する。監査役は、必要に応じてこれらの文書を閲覧できる。
- ②文書の主管部署は、「業務分掌規程」の定める業務分掌によるものとし、保存の方法及び期間は「文書管理規程」の定めるところに従う。
- (3) 当社グループの損失の危険に関する規程その他の体制
- ①当社グループの業務執行に関わるリスクについては、リスクの内容並びに管理手続を定めた業務関係諸規程に基づいて管理を行う。各業務執行の責任者については、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「関係会社管理規程」に定める。
- ②当社グループの横断的なリスクの把握と管理については、業務を統括する主要な執行役員によって構成する経営会議において、重要な事項の審議、及び業務執行状況並びにその結果の報告を行うことにより、徹底をはかる。
- ③内部監査部門は、定期的に当社グループにおけるリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役社長に報告すると共に、必要に応じて改善策等の提言を行う。
- (4) 当社の取締役の職務の執行並びに当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①当社は、業務の執行が迅速かつ適切に行われる体制を確保するために執行役員制を採用し、業務の執行に関わる権限を取締役会により選任された執行役員に委譲し、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を図り、その業務執行責任を明確にする。また、当社グループの業務執行については、「業務分掌規程」「職務権限規程」及び「関係会社管理規程」によって各業務の担当部署並びに決裁権限者を明確にし、組織的かつ能率的な運営をはかる。
- ②当社グループの経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、毎月1回定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催して決議する。また、重要事項については取締役社長が指名し、取締役会が承認した執行役員を構成員とする経営会議を原則毎月2回開催して審議及び決定する。
- (5) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ①当社の子会社が重要な事項を決定する際には、「関係会社管理規程」に従って、当社の関係部門と事前協議を行う。
- ②当社の主管部門又は所管部門は、必要に応じて子会社に書類の提出を求め、子会社の経営内容の把握並びに検討を行う。
- (6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する事項
- ①当社の監査役からの要請がある場合には、必要な員数及び求められる資質について、監査役と協議のうえ、その職務を補助する使用人（以下、「補助使用人」という）を配置する。
- ②内部監査部門は監査役との協議により、監査役の要望する事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告できるものとする。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役より監査業務に必要な指示を受けた補助使用人は、その指示に関して取締役の指揮・命令を受けないこととする。

- (8) 監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
補助使用人に関する人事異動、人事評価、懲戒処分等に対しては、監査役の意見を反映して決定する。
- (9) 当社の取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制並びに当社の子会社の取締役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、監査役に報告するための体制
- ①当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社の子会社の取締役等及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす恐れのある事実について報告を行う。
- ②監査役は、必要に応じて当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社の子会社の取締役等及び使用人に対して報告を求めることができる。
- (10) 当社の監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
「Code of Business Conduct and Ethics（企業倫理・行動規範）」により、監査役及び“MODEC Ethics Hotline”を通じて報告を行った者に対する報復措置を禁止する。
- (11) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
年度予算において、監査役職務の執行に要する費用を確保する。
- (12) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社の監査役に対して、当社の取締役、執行役員及び使用人からの報告を聴取する機会を与えると共に、定期的に取締役社長、監査法人との会合を行う。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当期における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス

- ①グループ・コンプライアンス委員会が「企業倫理・行動規範」の遵守状況の監督を行い、チーフ・コンプライアンス・オフィサーが取締役会へ報告しております。なお、当期において当社はグループ・コンプライアンス委員会を4回開催しました。
- ②外部通報窓口については、コンプライアンス研修を通じて当社グループ全役職員への周知を図り、通報があった事案に対しては的確に対応を行っております。
- ③コンプライアンス研修として当社グループ全役職員に対し「行動規範」、「グローバルな贈賄」、「贈賄の防止」に関するeラーニング研修、及び世界各地域の特性を考慮した集合研修を実施しました。
- ④財務報告に係る内部統制評価の実施計画に基づき、当社及び重要な子会社に対して内部統制評価を実施し、有効と判断しております。評価結果を踏まえた上で、内部統制の更なる改善、信頼性向上に努めております。

(2) 業務及び職務執行の適正及び効率性の確保

- ①当社は業務の執行に関わる権限を執行役員に委譲しております。重要案件は関連規程に基づいて取締役会への上程前に経営会議に付議し、十分な議論を行うことで、取締役の業務執行の効率化を図っております。
- ②改正会社法が施行された平成27年5月1日以降の当期において、当社は取締役会を8回、臨時取締役会を3回、経営会議を16回それぞれ開催し、重要事項について十分な議論を行いました。これらの会議の開催

に当たっては開催前の検討時間確保のため、議案と関連資料の事前配布を徹底しております。なお、取締役会は社外取締役4名を含む取締役7名で構成され、監査役も出席しております。また、経営会議には常勤監査役が出席しております。

- ③取締役会、経営会議、業務及び職務執行に係る重要な会議などにおいて、各子会社の業務を担当する責任者が当社の取締役、執行役員に対し事業の概況報告を行っております。また、子会社における業務執行上の重要事項の決定に当たっては、関連規程に基づき子会社と当社関係部門による十分な事前協議を経た上で対応しております。
- ④当期に開催された取締役会、臨時取締役会、及び経営会議の議事録並びに関連文書は、関連規程に基づき、セキュリティが確保された場所で永久保存文書として管理されております。

(3) リスク管理

リスクの内容と重要性に基づいて業務関係諸規程を整備し、リスクを伴う重要な業務の執行に当たってはこれらに従って取締役社長もしくは担当執行役員への稟議、取締役会及び経営会議への付議を適切に行っております。業務の状況については、取締役会及び経営会議において、担当執行役員が事業の概況を報告し、その中で各業務執行に関わるリスクの状況の確認とリスク管理の徹底を図っております。

(4) 監査役監査の実効性の確保

- ①監査役会は半期ごとに監査役会監査報告を作成、取締役社長へ送付し、これに基づいて監査指摘事項に対する取締役社長及び経営陣の見解を聴取するとともに、書面で指摘事項への回答を受領しております。なお、監査役会は常勤監査役1名、社外監査役3名で構成されております。
- ②常勤監査役は取締役会のほか、経営会議などの業務執行に関する重要な会議にも出席し、取締役、執行役員と常時意見交換できる体制となっております。監査役会は常勤監査役を通じこれらの会議において業務運営や課題、及び当社グループに重大な影響を及ぼす恐れのある事実などについて報告を受けております。
- ③監査役会は、会社計算規則に基づく監査法人からの通知事項、意見交換や監査実施状況、及び四半期決算毎の監査報告などを通じて、監査法人の職務実施状況の把握・評価を行っております。また、監査役会は常勤監査役を通じた業務執行に関する重要な会議での情報の共有、取締役社長との面談、関連書類の閲覧を行うことなどにより、監査の実効性向上を図っております。
- ④必要に応じて、総務部員が監査役の指示に基づいて職務を補助しております。なお、補助使用人は監査役の職務補助に当たり、取締役の指揮・命令は受けておりません。
- ⑤監査役の職務に要する費用は、年度予算に基づき監査役の請求に従い速やかに処理されております。

(5) 内部監査

内部監査計画に基づき、内部監査部門は当社グループの重要な部門及び海外拠点の監査を行い、その結果を取締役社長に報告しております。また、監査結果に基づく必要な提言及び対応状況のフォローアップを行っております。

VI 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (平成27年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	354,464	(負 債 の 部)	239,481
流 動 資 産	242,120	流 動 負 債	177,251
現 金 及 び 預 金	57,956	買 掛 金	145,230
売 掛 金	145,752	1年以内に返済予定の長期借入金	6,044
た な 卸 資 産	3,814	リ ー ス 債 務	30
短 期 貸 付 金	20,239	未 払 費 用	8,822
繰 延 税 金 資 産	4,214	未 払 法 人 税 等	4,360
そ の 他 流 動 資 産	11,539	前 受 金	4,031
貸 倒 引 当 金	△1,395	賞 与 引 当 金	12
固 定 資 産	112,343	役 員 賞 与 引 当 金	14
有 形 固 定 資 産	18,485	保 証 工 事 引 当 金	6,699
建 物 及 び 構 築 物	127	修 繕 引 当 金	3
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	15,982	そ の 他 引 当 金	5
そ の 他 有 形 固 定 資 産	2,358	繰 延 税 金 負 債	0
建 設 仮 勘 定	16	為 替 予 約	87
無 形 固 定 資 産	7,476	そ の 他 流 動 負 債	1,910
の れ ん	3,423	固 定 負 債	62,229
そ の 他 無 形 固 定 資 産	4,053	長 期 借 入 金	50,219
投 資 そ の 他 の 資 産	86,381	リ ー ス 債 務	29
投 資 有 価 証 券	50,987	退 職 給 付 に 係 る 負 債	220
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	27,009	持 分 法 適 用 に 伴 う 負 債	4,906
繰 延 税 金 資 産	4,663	そ の 他 固 定 負 債	6,855
破 産 更 生 債 権 等	1,823	(純 資 産 の 部)	114,983
そ の 他 投 資	3,722	株 主 資 本	99,232
貸 倒 引 当 金	△1,823	資 本 金	30,122
		資 本 剰 余 金	30,852
		利 益 剰 余 金	38,259
		自 己 株 式	△1
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	2,322
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	7
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△15,667
		為 替 換 算 調 整 勘 定	18,170
		在 外 子 会 社 退 職 給 付 債 務 等 調 整 額	△187
		少 数 株 主 持 分	13,428
資 産 合 計	354,464	負 債 及 び 純 資 産 合 計	354,464

科 目	金 額	百 万 円
売 上 高		295,596
売 上 原 価		275,517
売 上 総 利 益		20,078
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		15,003
営 業 利 益		5,075
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,652	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	8,345	
デ リ バ テ ィ ッ プ 評 価 益	2,078	
そ の 他	641	14,717
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,395	
支 払 手 数 料	244	
為 替 差 損	5,306	
そ の 他	26	6,972
経 常 利 益		12,819
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	12	
関 係 会 社 清 算 益	586	
受 取 保 険 金	3,117	3,715
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	161	
固 定 資 産 撤 去 費 用	645	
関 係 会 社 清 算 損	686	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	212	1,705
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		14,829
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		7,800
過 年 度 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		△32
法 人 税 等 調 整 額		797
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		6,263
少 数 株 主 利 益		438
当 期 純 利 益		5,824

連結株主資本等変動計算書（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成27年1月1日残高	百万円 30,122	百万円 30,852	百万円 34,338	百万円 △1	百万円 95,311
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,903		△1,903
当期純利益			5,824		5,824
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	3,921	—	3,921
平成27年12月31日残高	30,122	30,852	38,259	△1	99,232

	その他の包括利益累計額					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	在外子会社退職給 付債務等調整額	その他の包括利益 累計額合計		
平成27年1月1日残高	百万円 1	百万円 △13,741	百万円 15,402	百万円 △197	百万円 1,464	百万円 12,855	百万円 109,631
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△1,903
当期純利益							5,824
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	6	△1,926	2,767	10	858	572	1,431
連結会計年度中の変動額合計	6	△1,926	2,767	10	858	572	5,352
平成27年12月31日残高	7	△15,667	18,170	△187	2,322	13,428	114,983

貸借対照表 (平成27年12月31日現在)



科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資 産 の 部)	245,489	(負 債 の 部)	163,603
流 動 資 産	173,289	流 動 負 債	114,113
現 金 及 び 預 金	35,014	買 掛 金	77,512
売 掛 金	78,989	短 期 借 入 金	10,245
仕 掛 工 事	1,351	1年以内に返済予定の長期借入金	4,652
前 渡 金	904	リ ー ス 債 務	30
前 払 費 用	1,758	未 払 金	1,683
短 期 貸 付 金	53,390	未 払 費 用	420
繰 延 税 金 資 産	1,377	前 受 金	2,130
未 収 収 益	281	預 り 金	62
そ の 他 流 動 資 産	2,419	C M S 預 り 金	16,798
貸 倒 引 当 金	△2,197	賞 与 引 当 金	12
固 定 資 産	72,199	役 員 賞 与 引 当 金	14
有 形 固 定 資 産	225	そ の 他 引 当 金	5
建 物	127	そ の 他 流 動 負 債	544
工 具 器 具 備 品	42	固 定 負 債	49,489
リ ー ス 資 産	54	長 期 借 入 金	47,606
無 形 固 定 資 産	71	リ ー ス 債 務	29
ソ フ ト ウ ェ ア	69	退 職 給 付 引 当 金	220
そ の 他 無 形 固 定 資 産	1	そ の 他 固 定 負 債	1,634
投 資 そ の 他 の 資 産	71,903	(純 資 産 の 部)	81,886
投 資 有 価 証 券	176	株 主 資 本	83,293
関 係 会 社 株 式	48,383	資 本 金	30,122
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	19,946	資 本 剰 余 金	30,852
繰 延 税 金 資 産	280	資 本 準 備 金	30,852
保 険 積 立 金	299	利 益 剰 余 金	22,320
破 産 更 生 債 権 等	1,823	利 益 準 備 金	68
そ の 他 投 資 資 産	2,816	そ の 他 利 益 剰 余 金	22,252
貸 倒 引 当 金	△1,823	繰 越 利 益 剰 余 金	22,252
		自 己 株 式	△1
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△1,407
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	7
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△1,415
資 産 合 計	245,489	負 債 及 び 純 資 産 合 計	245,489

損益計算書 (平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
売 上 高		117,871
売 上 原 価		110,005
売 上 総 利 益		7,865
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,325
営 業 利 益		1,540
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	5,808	
為 替 差 益	178	
デ リ バ テ ィ ッ プ 評 価 益	2,090	
そ の 他	471	8,549
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,234	
支 払 手 数 料	244	
そ の 他	25	1,504
経 常 利 益		8,585
特 別 利 益		
関 係 会 社 清 算 益	4	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	12	
受 取 保 険 金	3,117	3,133
特 別 損 失		
固 定 資 産 撤 去 費 用	645	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,880	2,525
税 引 前 当 期 純 利 益		9,192
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,073
法 人 税 等 調 整 額		1,965
当 期 純 利 益		6,153

株主資本等変動計算書 (平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)



	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金
平成27年1月1日残高	百万円 30,122	百万円 30,852	百万円 68	百万円 18,002
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△1,903
当期純利益				6,153
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	—	—	—	4,249
平成27年12月31日残高	30,122	30,852	68	22,252

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	
平成27年1月1日残高	百万円 △1	百万円 79,044	百万円 1	百万円 —	百万円 79,045
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△1,903			△1,903
当期純利益		6,153			6,153
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			6	△1,415	△1,409
事業年度中の変動額合計	—	4,249	6	△1,415	2,840
平成27年12月31日残高	△1	83,293	7	△1,415	81,886

独立監査人の監査報告書

平成28年2月19日

三井海洋開発株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 輝 彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 秋 山 茂 盛 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 武 田 芳 明 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三井海洋開発株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井海洋開発株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成28年2月19日

三井海洋開発株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 輝 彦 ㊤
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 秋 山 茂 盛 ㊤
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 武 田 芳 明 ㊤
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三井海洋開発株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員的一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針に従い、取締役その他の使用人、内部監査部、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、当社企業集団の全ての子会社が海外法人であり、主要な子会社を往査し、取締役及び使用人等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の遂行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を書さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を書さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月25日

三井海洋開発株式会社 監査役会

常勤監査役	名	倉	修	治	Ⓔ
社外監査役	坪	川	毅	彦	Ⓔ
社外監査役	樋	口	浩	毅	Ⓔ
社外監査役	山	本	拓	Ⓔ	

インターネットによる議決権行使についてのご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>

なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。

2. 議決権行使のお取り扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成28年3月23日（水曜日）午後5時40分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株皆様のご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株皆様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権を行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

ア. 画面の解像度が 横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること。

イ. 次のアプリケーションをインストールしていること。

(a) ウェブブラウザとして Ver.5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer

(b) PDFファイルブラウザとして Ver.4.0 以降のAdobe® Acrobat® Reader®または、Ver.6.0以降の Adobe® Reader®

※ Internet Explorerは 米 国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は 米 国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標または製品名です。

※ これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

ウ. ウェブブラウザ及び同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。

エ. 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバ及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

(2) その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

以 上

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

株主メモ

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年3月に開催
期末配当基準日	毎年12月31日
中間配当基準日 (中間配当を実施する場合)	毎年6月30日
公告方法	電子公告 (http://www.modec.com/jp/ir/index.html) 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。
単元株式数	100株
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
(お問い合わせ先) (郵便物郵送先)	東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 (証券代行事務センター) TEL: 0120-782-031 (フリーダイヤル)
(インターネット) (ホームページURL)	http://www.smtb.jp/personal/agency/index.html

三井海洋開発株式会社

〒103-0027

東京都中央区日本橋二丁目3番10号

日本橋丸善東急ビル

TEL: 03-5290-1200 (代表)

FAX: 03-5290-1505

<http://www.modec.com/jp/>

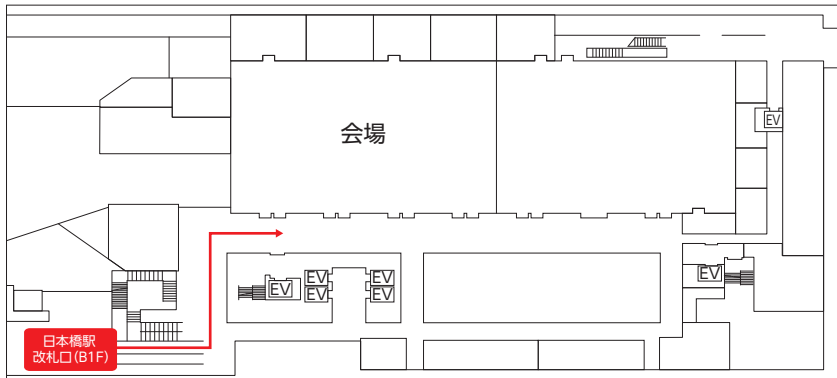
株主総会会場ご案内図

場 所 ベルサール東京日本橋 地下2階 イベントホール
 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー
 TEL : 03-3510-9236

(開催場所が昨年と異なりますので、お間違いないようご注意ください。)



(最寄駅) 「日本橋駅」地下鉄 東西線・銀座線・都営浅草線 B6出口直結
 「三越前駅」地下鉄 半蔵門線 B6出口より徒歩3分
 「東京駅」JR線・地下鉄 丸ノ内線 八重洲北口より徒歩6分
 ※お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願いいたします。



EV:エレベーター
 →:経路



見やすく読みまちがえにくい
 ユニバーサルデザインフォント
 を採用しています。